

納税が4月1日(土)からさらに便利に!

新たにスマホ決済アプリ3種類で町税の納付が可能になります

4月1日から、スマホ決済アプリ「PayPay」・「LINE Pay 請求書支払い」に加え、「PayB」・「d払い」・「au PAY」で納税できるようになります。

納付書に印字されているバーコードを読み取ることで手続きが開始されます。なお、利用に当たっては、**事前にアプリの利用登録が必要です。**

利用できる税目

- ・町県民税(住民税)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税

※各アプリの詳細情報は各社ホームページをご確認ください。



ご利用する前に下記の点を必ずご確認ください。

【注意点】

- 納期限の過ぎた納付書、汚損によりバーコードが読み取れない納付書、金額が訂正してある納付書、1件30万円以上の納付書などは利用できません。
- 領収書や納税証明書(継続検査用)は発行されません。必要な場合は、多古町役場出納室、金融機関やコンビニエンスストアなどの窓口にて納付後、領収書を保管してください。
- 納付の際の手数料はかかりません。
※アプリのダウンロードや利用時の通信料などは利用者負担となります。

QRコードで町税の納付が可能になります

4月から発行される納付書に地方税統一QRコードが印字されます。

地方税共同機構が開発する「地方税お支払サイト」や、スマホ決済アプリなどでQRコードを読み取ることで手続きが開始します。

地方税お支払いサイト利用方法などの詳細は、ホームページをご覧ください。



地方税お支払いサイト

利用できる税目

- ・町県民税(住民税)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税

利用可能な支払方法

- 地方税お支払いサイトを利用した納付
 - ・クレジットカード払い(別途手数料がかかります)
 - ・インターネットバンキング
 - ・口座振替(事前にeLTAX利用者登録が必要です)など
※納付機能が利用できるのは4月1日からです。
- 各種スマホ決済アプリでの納付
- 全国の地方税統一QRコード対応金融機関での窓口納付
※対応する各種スマホ決済アプリ、金融機関は4月以降eLTAXホームページに順次掲載予定です。 eLTAX



ご利用する前に下記の点を必ずご確認ください。

【注意点】

- 納期限の過ぎた納付書、汚損によりQRコードが読み取れない納付書、金額が訂正してある納付書などは利用できません。
- 地方税お支払サイトやスマホ決済アプリを利用した場合、領収書や納税証明書(継続検査用)は発行されません。必要な場合は、多古町役場出納室、金融機関やコンビニエンスストアなどの窓口にて納付後、領収書を保管してください。
- アプリのダウンロードや利用時の通信料などは利用者負担となります。

お問合せ●税務課収税係 ☎ 76-5402

多古中央病院から

子どもへの体罰は法律で禁止されています



文/多古中央病院 小児科 中村好孝

今回は体罰に関するお話です。初めて聞いた方もいると思います。2020年4月に施行された児童虐待防止法の改正で、親によるしつけのための体罰や心を傷つける行為は禁止と明記されました。では、どのような行為が体罰に当たるかというところ、

- ・大切な物にいたずらしたので長時間正座させた
- ・友達を殴ったので同じように子どもを殴った
- ・兄弟でけんかしたのでお尻をたたいた
- ・宿題をしなかったので夕ご飯を抜いた
- ・掃除をしないので雑巾を顔に押し付けた

また、体罰は子どもに悪影響を与えることが明らかになってきています。例えば、親から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」「約束を守れない」「一つの事に集中できない」「我慢ができない」などの行動問題のリスクが高まるといわれています。



【病院便り】
多古中央病院の受付時間は午前11時30分までとなっております。それ以降は、医師も検査や手術などに対応できないこともあるため、受診前に必ず確認の電話をお願いいたします。
☎(76)2211

骨髄移植ドナー登録にご協力ください!

骨髄や末梢血幹細胞の提供者(ドナー)の負担を軽減し、骨髄などの提供やドナー登録の増加を推進するため、骨髄などを提供したドナーやその方が就業する事業所への助成をします。

■対象ドナー

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する事業により、骨髄などの提供を完了した日に多古町に住所を有する方

■対象事業所

ドナー(個人事業主を除く)に対し、ドナー休暇を与えている国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人を除く)

■助成額

ドナー●骨髄などを提供するための通院や入院の日数1日につき2万円(上限14万円)
事業所●ドナーに与えたドナー休暇1日につき1万円(上限7万円)

■申請方法

骨髄などを提供するために入院をして、退院した翌日から1年以内に必要書類を添えて保健福祉センターへ申請してください。

乳がん・子宮頸がん検診の登録

町で一度も受診したことがない方と過去3年間受診していない方は登録が必要です。乳がん検診は30歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上が対象です。

まだ登録していない方は、保健福祉課までご連絡ください。

お問合せ●保健福祉課健康づくり係 ☎ 76-3185